

令和 5 年第 4 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和 5 年 4 月 26 日（水）午後 2 時 00 分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4 階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第10号	農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の報告について	1件
議第11号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	5件
議第12号	農地法第 4 条の規定による許可申請について	2件
報第8号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について	1件
報第9号	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について	4件
報第10号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について	3件
報第11号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取り下げについて	1件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	玉木 芳幸	
2	長江 あさみ	
3	山内 晃三	
4	伊藤 明石	欠席
5	市原 勝美	
6	坂崎 寛治	
7	右高 一朋	
8	若尾 武彦	
9	河地 友次	
10	鈴木 隆	
11	富田 良一	
12	若尾 茂	

13	久野 孝好	
14	加納 洋一	
15	梶田 達行	
16	東 一二美	
17	日比野 敏夫	

議長 ただいまより、令和5年第4回農業委員会総会を開会する。本日は、4番伊藤明石委員から欠席の連絡があったので17名中16名の出席。従って、『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立していることを報告する。

議長 次に、『多治見市農業委員会会議規則』第9条第1項による議事録署名委員を、議長から指名してよいか。

(異議なし)

議長 それでは、7番右高一朋委員、8番若尾武彦委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。はじめに議第10号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」を上程する。議第10号について事務局より説明願う。

事務局 「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」審議を求める。別添のとおり、農地法第6条第1項の規定に基づき事業年度の終了後の農地所有適格法人の報告があったので、これを承認するものとする。

農地所有適格法人は3年で更新、1年に1回報告する。主たる事務所の所在地は、■■■■■■■■■■-■-■、名称及び代表者氏名は、■■■■■■■■■■■■■■■■■■株式会社、代表取締役は■■■■■。

1 法人の概要の名称・所在地は先ほどのとおり。経営面積は、田 184,309.12 m²、畑 17,503 m²でほとんどは徳島県。法人の形態は、株式会社。

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類は、農業で過半。生産する農畜産物は、十薬（どくだみ）、野菜（みょうが）、柿。関連事業の等の内容は、農地除草、6次産業化自社製品販売、原料販売。左記に該当しない事業の内容は、除草、営農型太陽光発電。

(2) 売上高は、3年前（実績）農業 1,356,000 円、左記に該当しない事業 0

齢、遠方のため農業経営継続が困難であるため。

議 長 議第 11 号の事案 1 について地元委員の意見を求める。

17 番 今まで■■■さんが、作業受託で耕作を行っていたが、■■■さんが代替わりにより農地を相続した事を機に正式な利用権の設定を行う事となった。

議 長 他にご発言はないか。

委 員 (委員発言なし)

議 長 発言がないようなので、議第 11 号の事案 1 について、採決を行う。議第 11 号の事案 1 について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手によって、議第 11 号の事案 1 は承認することに決定する。

議 長 議第 11 号の事案 2 について地元委員の意見を求める。

1 番 姫町については、毎年、8 月～9 月にパトロールで所在地を確認するが、今回の様に綺麗になっているのは初めて。今までは、何か作物は作っているが、草の方が多くてよく解らないという状況であった。きちんと整備されている状況なので、大変良い事だと思う。田んぼ部分の水はけが心配だが、■■■■■さんがやるということで、やってくれる人がいて良いと思う。

5 番 大薮町については、かつては■■■■■前委員長が耕作をしてみえて、綺麗にやっていたので、■■■■■さんが引継ぐ事は良いと思う。問題は無いと思う。最近、熱心に農業をやっている様子で、お父さんも手伝っているので、良いと思う。

議 長 他にご発言はないか。

委 員 (委員発言なし)

議 長 発言がないようなので、議第 11 号の事案 2 について、採決を行う。議

第 11 号の事案 1 について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委 員 （全員挙手）

議 長 全員挙手によって、議第 11 号の事案 2 は承認することに決定する。

議 長 議第 11 号の事案 3 について地元委員の意見を求める。

5 番 譲受人の先代がこの土地で農業を行っていた。そこを譲り受けるというもので、この小屋には農具なども保管しており、きちんと農業を行ってくれると思う。

議 長 他にご発言はないか。

委 員 （委員発言なし）

議 長 発言がないようなので、議第 11 号の事案 3 について、採決を行う。議第 11 号の事案 1 について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委 員 （全員挙手）

議 長 全員挙手によって、議第 11 号の事案 3 は承認することに決定する。

議 長 議第 11 号の事案 4 について地元委員の意見を求める。

6 番 譲渡人の■■■さんと、譲受人の■■■さんは親戚関係。場所としては他の農地と比べると高い位置にある。といっても耕作は行われており問題は無い。

議 長 他にご発言はないか。

委 員 （委員発言なし）

議 長 発言がないようなので、議第 11 号の事案 4 について、採決を行う。議第 11 号の事案 4 について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委 員 （全員挙手）

議 長 全員挙手によって、議第 11 号の事案 4 は承認することに決定する。

議 長 議第 11 号の事案 5 について地元委員の意見を求める。

6 番 ここも■■■■さんが耕作を行う場所。今回は譲り受けて耕作をするとの事。譲渡人の先代が亡くなり、相続されたが、農地以外の利用が困難な土地である事から、今回の話となった。

議 長 他にご発言はないか。

委 員 (委員発言なし)

議 長 発言がないようなので、議第 11 号の事案 5 について、採決を行う。議第 11 号の事案 1 について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手によって、議第 11 号の事案 5 は承認することに決定する。

議 長 次に議第 12 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程する。議第 12 号について事務局より説明を願う。

事務局 議第 12 号、農地法第 4 条の規定による許可申請があったので審議を求める。

申請番号 1、所在地は、■■■■丁目■■-■■、登記簿地目は畑、現況も畑、面積 66 m²、申請人は、■■■■■■■■■■丁目■■-■■、■■■■他 1 名、転用は一般個人住宅、相続して農地であることが発覚した、始末書あり。

申請番号 2、所在地は、■■■■丁目■■、登記簿地目は畑、現況も田、面積 703 m²、田 1 筆 703 m²。申請人は、■■■■■■■■■■丁目■■、■■■■、転用は駐車場 (23 台)、過去 20 年間保全管理のみ実施、周囲に水路あり。

議 長 議第 12 号の事案 1 について地元委員の意見を求める。

8 番 ■■氏の家の周辺は住宅地になってしまっている。かつては住宅の隣に農地もあった。転用については問題ないと思う。

議 長 他にご発言はないか。

委 員 (委員発言なし)

議 長 発言がないようなので、議第 12 号の事案 1 について、採決を行う。議第 12 号の事案 1 について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手(挙手多数)によって、議第 12 号の事案 1 は承認することに決定する。

議 長 続けて議第 12 号の事案 2 について地元委員の意見を求求める。

8 番 この土地については、現時点で耕作はされていないが、■■さんが草を刈っている状況。しかし、80才となり高齢な事や、草刈りの際に飛び石による事故に何度かあっている事もあって、草刈りも難しい状況になったとの事。今後は駐車場にして、東側から出入りを行うとの事である。問題になるような事はないだろう。

議 長 他にご発言はないか。

委 員 (委員発言なし)

議 長 発言がないようなので、議第 12 号の事案 2 について、採決を行う。議第 12 号の事案 2 について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手によって、議第 12 号の事案 1 は承認することに決定する。

議 長 次に、報第 8 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について」を報告する。報第 8 号について事務局より説明を願う。

事務局 報第 8 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告につ

申請番号 1、所在地は、■■■■■-■、登記簿地目は田、現況
田、農振農用地、面積 1,512 m²。■■■■■-■、登記簿地目は
田、現況も田、農振農用地、面積 1,530 m²。田 2 筆 3,042 m²、貸付人は、■■■
■■■■■、■■■■■。仮受入は、■■■■■、■■■■■-■■
■■。合意解約、解約成立日令和 5 年 3 月 6 日、解約通知日令和 5 年 3 月 31 日、
受けた農地の状態（水はけ）が悪く、賃借人が耕作することができないため。

10 番 ■■さんも耕作をしようと、耕したり石を取ったりしていたが、水はけが悪く、耕作を断念した形である。

委員（委員発言なし）

議 長 次に、報第 9 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」を報告する。報第 9 号について事務局より説明を願う。

申請番号 1、所在地は、■■■■■■■■丁目■■-■、登記簿地目は田、現況は宅地、面積 79 m²。計 1 筆 79 m²。申請人は、■■■■■■■■丁目■■-■■、■■■■。転用は一般個人住宅、令和 5 年 1 月 30 日、21 番から分筆。

申請番号 3、所在地は、■■■■■丁目■■、登記簿地目は畑、現況は宅地、面積 16 m²。■■■■■丁目■■、登記簿地目は畑、現況は宅地、

面積 26 m²。計 2 筆 42 m²。申請人は、■■■■■■■■丁目■■番地、■■■■、転用は一般個人住宅（物置）、始末書あり。

申請番号 4、所在地は、■■■■■■丁目■■■、登記簿地目は畑、
現況は宅地、面積 740 m²。計 1 筆 740 m²。申請人は、■■■■■■■■
■■■■丁目■■■番地、■■■。転用は一般個人住宅、始末書あり。

議長 報第 9 号は専決事項のため、議決事項ではないが、発言があれば挙手を願う。

2番 ■■■の■■■だが、農地パトロールで確認し、作付け良好と判断した場所。今回の申請に挙がってきたということは、作付け良好とした判断が良くなかったのだろうか。

事務局 この申請については、あくまでも所有者本人が宅地並みにしたいという判断で申請をおこなうものなので、パトロールの結果とは無関係です。

議長 他にご発言はないか。

委員（委員発言なし）

議長 発言がないようなので、報第9号を終了する。

議 長 次に、報第 10 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を報告する。報第 10 号について事務局より説明を願う。

事務局 報第 10 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」受理したことを報告する。

申請番号 1、所有権移転取消、所在地は、■■■■■■■■丁目■■■
-■■、登記簿地目は畑、現況も畑、面積 95 m²。計 1 筆 95 m²。譲渡人は、
■■■■■■■■丁目■■■-■■、■■■■他 1 名。譲受人は、■■■■
■■■■丁目■■■-■■、■■■■。転用は駐車場、令和 4 年 12 月 9 日、
24 番 1、24 番 7 に分筆、令和 4 年 12 月 8 日申請の 5 条届取り下げ（届
出時に譲渡人の■■■■が死亡しており、相続が発生したため）

申請番号 2、所有権移転、所在地は、■■■■■■■■■■丁目■■-■、
登記簿地目は畑、現況も畑、面積 95 m²。計 1 筆 95 m²。譲渡人は、■■
■■■■■■■■■■丁目■■-■、■■■■。譲受人は、■■■■■■■■■■

丁目■■■-■、■■■■。転用は駐車場、令和4年12月9日、24番1、24番7に分筆

申請番号 3、所有権移転、所在地は、■■■■■■■■丁目■■、登記簿地目は田、現況は雑種地、面積 195 m²。計 1 筆 195 m²。譲渡人は、■■■■■■■■丁目■■、■■■■。譲受人は、■■■■■■■■■■-■、中島織衣、転用は資材置場

議長 報第 10 号は専決事項のため、議決事項ではないが、発言があれば挙手を願う。

委員（発言なし）

議長 発言がないようなので、報第 10 号を終了する。

議 長 次に、報第 11 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取り下げについて」を報告する。報第 11 号について事務局より説明を願う。

事務局 報第 11 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取り下げについて」農地法第 5 条の規定による別記調書のとおり許可申請の取消願があったので、意見を求める。

申請番号 1、所有権移転、所在地は、■■■■■■■■■■、登記簿地目は畑、現況は雑種地、面積 991 m²。計 1 筆 991 m²。譲渡人又は貸主譲は、■■■■■■■■■■丁目-■、■■■■。譲受人又は借主譲は、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■、有限会社■■■■、代表取締役■■■■。転用は露天駐車場、建築基準法違反のため、県に報告していない状態だったため、農業委員会で取り消すことになった。

議長 報第 11 号は専決事項のため、議決事項ではないが、発言があれば挙手を願う。

委員（発言なし）

議長 発言がないようなので、報第 11 号を終了する。以上をもって本日の議案を終了する。

議 長 その他議案以外で何かあれば発言を願う。

委 員 （発言なし）

議 長 発言がないようなので、その他、事務局の方で連絡事項等あれば説明をねがう。

事務局 （連絡事項報告）

事務局 次回の開催日は、5 月 31 日水曜日の午後 2 時から、場所は本庁舎 4 階会議室で開催する。

議 長 それでは、以上をもって本日の第 4 回農業委員会総会を終了する。

以上

（閉会 午後 3 時 30 分）

事 務 局

事務局長	前田	剛
書記	柳生	芳憲
書記	岡田	聡
書記	堀井	憲子

令和 5 年 4 月 26 日

議事録署名

7 番

8 番

議長